

地域での活動が再開されています

認知症施策 「オレンジカフェ」 & 「認知症サポーター養成講座」



法田中学校での認知症サポーター養成講座の様子
(写真は令和元年12月開催時のものです)

新型コロナウイルスが5類移行してから地域での活動が少しずつ再開されはじめています。船橋市の認知症施策でもある認知症カフェは法典地区に3か所ある「Café はやて」（丸山1丁目）、「ローゼンホーム上山カフェ」（上山町2丁目）、「はすみカフェ」（藤原5丁目）で行われており、いずれもコロナ禍の開催は中止していましたが、現在は全てのカフェで定期開催されています。3か所ともそれぞれに特色がありますので、お近くのオレンジカフェに是非、お立ち寄り下さい。

また法典地区では毎年、小・中学校生を対象にした認知症サポーター養成講座を開催しています。コロナ禍はオンラインでの開催もありましたが、今年度からは顔を合わせたの対面での開催が可能となりましたので、今からお会いできるのを楽しみにしています。

～地域ケア会議から～

令和5年度 第1回会議 (R5.6.8開催)

今回の主な議題は◎新規構成員の紹介、◎今年度の計画について、◎「通いの場」についての進捗状況、◎個別ケア会議報告、◎「法典サポートネットワーク」の打ち合わせでした。

地域ケア会議は「この地区の高齢者の支援体制の充実を図っていくためには、どのような環境を整備していけばよいか？」という視点で、年4回、構成員で話し合いを行っています。どんな会議なんだろう？と興味を持たれましたら、法典包括までご連絡ください！

～今後予定している講座やイベントのお知らせ～

- 9月21日：地域で見守り声かけ体験 in イオンモール船橋
- 11月16日：認知症サポーター養成講座（法典小）
- 11月17日：法典サポートネットワーク
- 11月20日：認知症サポーター養成講座（法典東小）
- 11月30日：認知症サポーター養成講座（法典西小）

編集後記

この度、広報誌をリニューアルしました。新型コロナウイルスが猛威を振るい、経済・社会活動に大きな影響を及ぼし、地域活動の多くは感染予防対策による自粛や中止を余儀なくされました。その結果、地域とのつながりが希薄になり、新たな関係性作りが今後の課題として残りました。新しい広報誌は法典地区のネットワーク作りの再構築への一助となればと考えています。

発行元：船橋市法典地域包括支援センター
〒273-0855

船橋市馬込西1-2-10 寿ビル A101

☎047-430-4140

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

地域福祉のネットワーク広報紙 法典ほうかつ便り

第1号
法典地域包括
支援センター

「ミニデイサービス」で 介護予防



介護予防のための体力づくり 5月26日

5月26日、上山町3丁目地区の方を対象にミニデイサービスの中でお時間をいただき「介護予防のための体力づくり」と題して、講話を行いました。23名の方に参加いただきました。皆さん熱心に耳を傾けて下さり、講話の後の体力づくりのための体操も大盛況でした。コロナ禍を過ごす中で体力の低下を自覚している方が多かったです。皆さん自主的に体操や散歩などに取り組んでいる方もおり、素晴らしい心がけだと感じました。今後も体力を維持する為に、身体を動かす機会を継続してほしいと思います。



病院受診に備える 6月23日

その後、コグニサイズという、認知症予防になるエクササイズも一緒に行いました。講演後のアンケートで、認知症予防の話を知りたいという声をいただきました。今回の講演の内容を踏まえてより認知症の知識を深めたいと希望される声もあり、参加者の方々の意識の高さに感心しました。

悪質な詐欺に要注意

事例と対応策を紹介

令和5年6月5日、法典公民館にて実施された「いきいき・ふれあいサロン」にて、船橋市で実際に起こっている消費者被害の実例とその対応策についての講話を行いました。地域の高齢者34名に参加いただいております。百貨店店員になりすましキャッシュカードをだまし取る手口や、ウソの報告や不安をあおるようなことを言う必要のない工事や、高額な商品・サービスを売りつける「点検商法」について事例紹介いたしました。参加された方の中には、今回の手口を初めて聞いたという方もいらっしゃり、消費者被害防止の啓発活動をさらに進めたいと感じております。今後も包括支援センター前の掲示板にて、情報の発信をしてまいりますので、是非ご一読ください。



センター職員の國島さんと今泉さん

「船橋市権利擁護サポートセンター」開設

成年後見・権利擁護などの相談が出来ます

市では、認知症や障害等により判断能力が不十分な人たちの生活や財産を守る為、権利擁護支援の体制づくりを進めています。施策の一つとして、成年後見制度や権利擁護に必要とする人、権利擁護に携わる司法・福祉の専門職を

支えるため、地域包括ケア推進課内に令和4年4月、権利擁護の中枢となる機関を設置しました。このたび、名称を「船橋市権利擁護サポートセンター」とし、地域の福祉関係者や親族後見人・専門職後見人から相談を受け、サポ

トするほか、成年後見制度に関する市民講座の開催や権利擁護に関する人材の育成に取り組みでいくことになりました。



6月5日
いきいき・ふれあいサロンにて